

津和野町水防計画

令和8年6月
津 和 野 町

津和野町水防計画 目次

第1章 総則	1
1. 1 水防計画の目的及び定義	1
1. 2 津和野町地域防災計画との関係	1
1. 3 用語の解説	1
第2章 水防組織と責任	3
2. 1 島根県下の水防組織	3
2. 2 津和野町の水防組織	4
2. 3 水防活動実施に関する情報伝達経路	5
2. 4 避難情報の発表に関する情報伝達経路	6
2. 5 一般被害の発生に関する情報伝達経路	7
2. 6 水防関係機関一覧表	8
1. 水防本部、水防支部（地区）	8
2. 水防管理団体（指定水防管理団体）	8
3. 国の機関	8
4. 県災害対策本部事務局、地区災害対策本部総務班	8
5. 県警本部、警察署	9
6. 鉄道、通信、電力	9
7. 津和野町水防関係者	9
2. 7 水防の責任等	9
1. 島根県水防本部の責任（法3の6、法7、法10、法11、法13、法14、法16、法33、法47、法48）	9
2. 島根県水防益田支部の責任	10
3. 水防管理団体（町）の責任（法3、法9、法10、法15、法17、法33）	10
4. 気象庁（松江地方気象台）の責任（法10、11）	11
5. 国土交通省（浜田河川国道事務所）の責任（法10②、法13①、法16）	11
6. 報道、通信機関の責任（法10、法11、法13、法27）	12
7. 居住者等の義務（法24）	12
2. 8 水防訓練等	12
1. 水防訓練（法32条の2）	12
2. 連絡協議会	12
第3章 重要水防区域及び危険な箇所等	12
3. 1 重要水防区域	12
3. 2 危険な箇所・堰・樋門	13
1. 危険な箇所	13
2. 堰・樋門	13
第4章 水防体制	14
4. 1 津和野町水防本部の体制	14

1. 業務の開始	14
2. 業務の体制	14
4. 2 警察署及びその他関係機関との連絡	15
1. 警察署との連絡	15
2. その他関係機関との連絡	15
第5章 水防活動	15
5. 1 気象状況の連絡	15
1. 気象等警報・注意報の発表	15
2. 気象等情報の発表※ ¹	16
3. 気象等の予警報情報の伝達	17
5. 2 雨量及び水位の観測と通報及び公表	18
1. 雨量・水位の観システム及び利用可能な関係機関	18
2. 雨量及び水位の観測	19
3. 水位の通報	19
5. 3 水位周知河川（県管理河川）	20
1. 水位周知（県管理河川）の発表、伝達方法	20
5. 4 水防警報（県管理河川）	22
1. 水防警報の種類	22
2. 水防警報（県管理河川）の発表、伝達等の方法	22
5. 5 ホットライン	24
5. 6 洪水浸水想定区域の指定（法第14条）	25
5. 7 予想される水災の危険の周知等（法15の11）	25
5. 8 河川等の巡視	25
5. 9 水防機関の出動と出動後の水防活動	25
1. 津和野町水防活動の手順	25
2. 水防団（消防団）等に対する伝達、出動及び活動	25
3. 優先通行	26
4. 緊急通行（法19）	26
5. 警戒区域（法21）	26
6. 居住者に対する水防従事命令（法24）	26
7. 公用負担（法28）	26
8. 通信優先利用（法27）	27
9. 河川管理者の協力（法第7条3項、法15の12、河川法第22条2項）	27
10. 援助・応援（法22、23）	27
11. 水防活動に対する自衛隊の災害派遣（自衛隊法83）	27
12. 費用負担（法41、42、43の2）	27
13. 水防の解除	27
5. 10 水防協力団体	28
1. 水防協力団体の指定（法36条）	28
2. 水防協力団体の業務（法37条）	28
3. 水防団体との連携（法38条）	28

4. 監督等（法 39 条）	28
5. 情報の提供（法 40 条）	28
6. 水防訓練（法 32 条の 2）	28
7. 協力団体制度の水防概念図	29
5. 11 決壊に際しての措置	29
1. 決壊の通知（法 25）	29
2. 決壊後の措置（法 26）	29
5. 12 避難のための立退	29
1. 指示（法 29）	29
2. 避難場所及び避難経路	29
5. 13 水防資材器具等の整備並びに輸送	29
1. 国土交通省の水防資材器具等	29
2. 県の水防資材器具等	29
3. 水防資材器具等の整備	30
4. 水防資材器具等の輸送の確保	31
5. 水害対策活動拠点及び水害対策活動用通路	31
5. 14 記録、報告	31
1. 記録	31
2. 報告	31

第 1 章 総則

1. 1 水防計画の目的及び定義

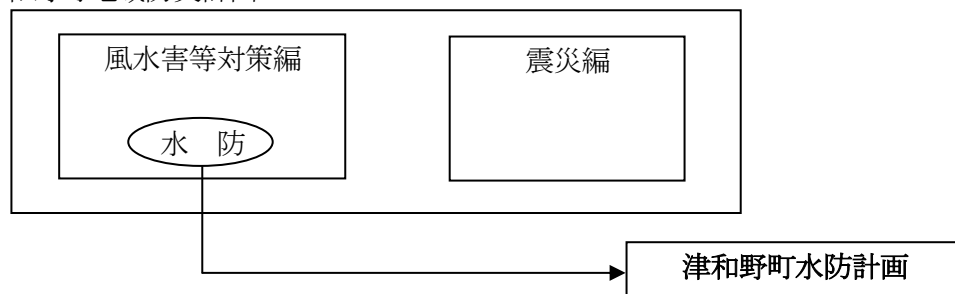
この計画は、水防法第 7 条、第 33 条並びに島根県水防計画に基づき、津和野町内の水防業務の調整及びその円滑な実施のため必要な事項を規定し、もって河川、雨水出水による水害を警戒し、防御し、これによる被害を軽減することを目的とするものである。

この水防計画は、毎年検討を加え、必要があると認められるときは、これを変更しその要旨を公表する。

1. 2 津和野町地域防災計画との関係

津和野町地域防災計画は、風水害等対策計画を定めているが、このうち水防に関する具体的事項については、本計画において定めるものとする。

津和野町地域防災計画



1. 3 用語の解説

水防上、基本的かつ重要な用語について、次のとおり解説する。

水防本部	島根県における水防を総括するため県土木部河川課内に常置している機関で、知事を本部長としている。
水防支部	1. 水防本部の出先機関として各県土整備事務所（局）内に常置している機関で、事務所（局）長を支部長としている。 2. 土木事業所を所管する水防支部においては、土木事業所長を地区長とし、地区長は当該地区内の水防業務を担当する。
水防管理団体※ ¹	市町村。（法 2 ②）
水防管理者	水防管理団体である市町村の長。（法 2 ③）
指定水防管理団体	水防管理団体のうち、水防上公共の安全に重大な関係のあるもので知事の指定した水防管理団体。（法 4）
消防機関の長	消防本部を置く市町村にあっては消防長、消防本部を置かない市町村にあっては消防団長。（法 2 ⑤）
消防職員	消防本部員、消防署員。
水防団	水防活動に従事する消防団について、本書では便宜上、水防団と記述している。
水防団員	水防活動に従事する消防団員について、本書では便宜上、水防団員と記述している。

重要水防区域	過去の増水により甚大な被害があり今後もそのおそれが大きい河川の区間、または堤防が決壊した場合、その背後地及び下流に甚大な被害を与えると予想される河川の区間。
危険な箇所	洪水に伴う水があふれる箇所、漏水、深掘れ等により決壊が予想される箇所。
洪水浸水想定区域	洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保し、または浸水を防止することにより、水災による被害の軽減を図るため、洪水予報河川及び水位周知河川について、想定し得る最大規模の降雨により当該河川が氾濫した場合に浸水が想定されるとして国土交通大臣または知事が指定した区域。(法 14①)
洪水予報河川	国土交通大臣または知事が、流域面積が大きい河川で、洪水により国民経済上重大または相当な損害が生じるおそれがあるものとして指定した河川。国土交通大臣または知事は、洪水予報河川について、気象庁長官と共同して、洪水のおそれの状況を基準地点の水位または流量を示して洪水の予報等を行う。(法 10②、法 11①、気象業務法 14 の 2②、③)
氾濫注意情報	氾濫注意水位に到達し、さらに水位上昇が見込まれるときに発表される。
氾濫警戒情報	一定時間後に氾濫危険水位に到達すると見込まれるとき、あるいは避難判断水位に到達し、さらに水位上昇が見込まれるときに発表される。市町村は高齢者等避難の発令判断の目安とする。
氾濫危険情報	急激な水位上昇によりまもなく氾濫危険水位を超え、さらに水位の上昇が見込まれる場合(国土交通大臣が指定した河川に限る)、あるいは氾濫危険水位に到達したときに発表される。いつ氾濫が発生してもおかしくない状況であり、市町村は避難指示の判断の目安とする。
氾濫発生情報	氾濫が発生したとき、あるいは氾濫が継続しているときに発表される。市町村は逃げ遅れた住民の避難誘導や救援活動等が必要となる。
水防警報	国土交通大臣または知事が、洪水、津波または高潮により国民経済上重大または相当な損害が生じるおそれがあると認めて指定した河川、湖沼または海岸(水防警報河川等)について、国土交通省または県の機関が、洪水、津波または高潮によって災害が起こるおそれがあるとき、水防を行う必要がある旨を警告して行う発表をいう。(法 2⑧、法 16)
水位周知河川	国土交通省または知事が洪水予報河川以外の河川で洪水により国民経済上重大または相当な損害が生じるおそれがあるものとして指定した河川。国土交通大臣または知事は、水位周知河川について、当該河川の水位があらかじめ定めた氾濫危険水位(洪水特別警戒水位)に達したとき、水位または流量を示して通知及び周知を行う。(法 13①、②)
水位到達情報	国土交通大臣または知事が指定した水位周知河川において、下記のあらかじめ定めた水位の到達に関する情報。
水防団待機水位 (通報水位)	洪水または高潮のおそれがある場合に、関係者に通報しなければならない水位で、各水防機関が水防体制に入る水位。(法 12①)
氾濫注意水位 (警戒水位)	水防団待機水位(通報水位)を超える水位であって、洪水または高潮による被害の発生を警戒すべきものとして知事が定める水位。水防団の出動の目安となる水位である。この水位を超えるときは、この計画で定めるところにより、公表しなければならない。(法 12②)
避難判断水位	氾濫注意水位(警戒水位)を超える水位であって、洪水による災害の発生を特に警戒すべき水位。市町村長の高齢者等避難の発令の目安となる水位である。

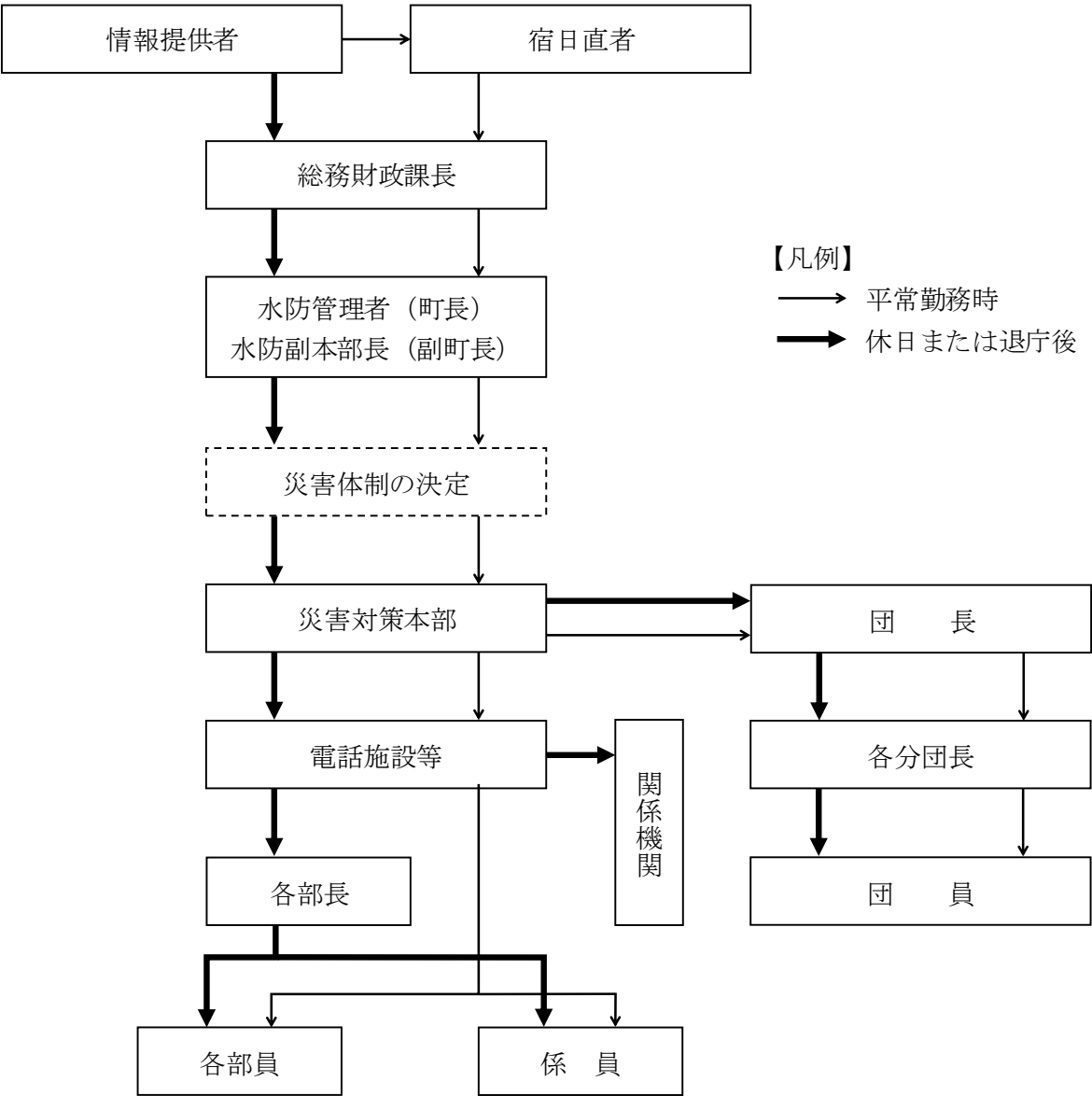
2. 2 津和野町の水防組織

水防管理団体である津和野町は、水防に関係のある気象等の予報、注意報、警報等により、洪水、雨水出水のおそれがあると認められたときから、洪水等の危険が解除されるまで、次の組織で業務を行う。

組織		担当	業務内容
本部長		町長	統括
副本部長		副町長 教育長 参事	統括補佐及び代行
庶務部	第1班	総務財政課	1 水防に係る庶務に関する事項 2 水防に関する企画樹立に対する事項 3 水防警報及び緊急対策に関する事項
	第2班	つわの暮らし推進課 商工観光課	1 情報の収集、連絡に関する事項 2 通信の確保に関する事項 3 広報に関する事項
資材部	第1班	税務住民課 出納室	1 水防資材の調達に関する事項 2 水防資材の保管に関する事項
	第2班	環境生活課	1 避難に関する事項
水防部	第1班	農林課	1 水防に必要な物資の輸送に関する事項 2 緊急物資の調達に関する事項 3 農林関係の水害調査に関する事項
	第2班	建設課	1 水防作業の指導、応援に関する事項 2 危険箇所及び被害現場の調査並びに対策に関する事項
救護部	第1班	健康福祉課 医療対策課	1 救護に関する事項 2 救出に関する事項 3 災害救助に関する事項 4 防疫に関する事項
	第2班	教育委員会	1 炊出しに関する事項 2 教育関係の水害調査及び対策に関する事項

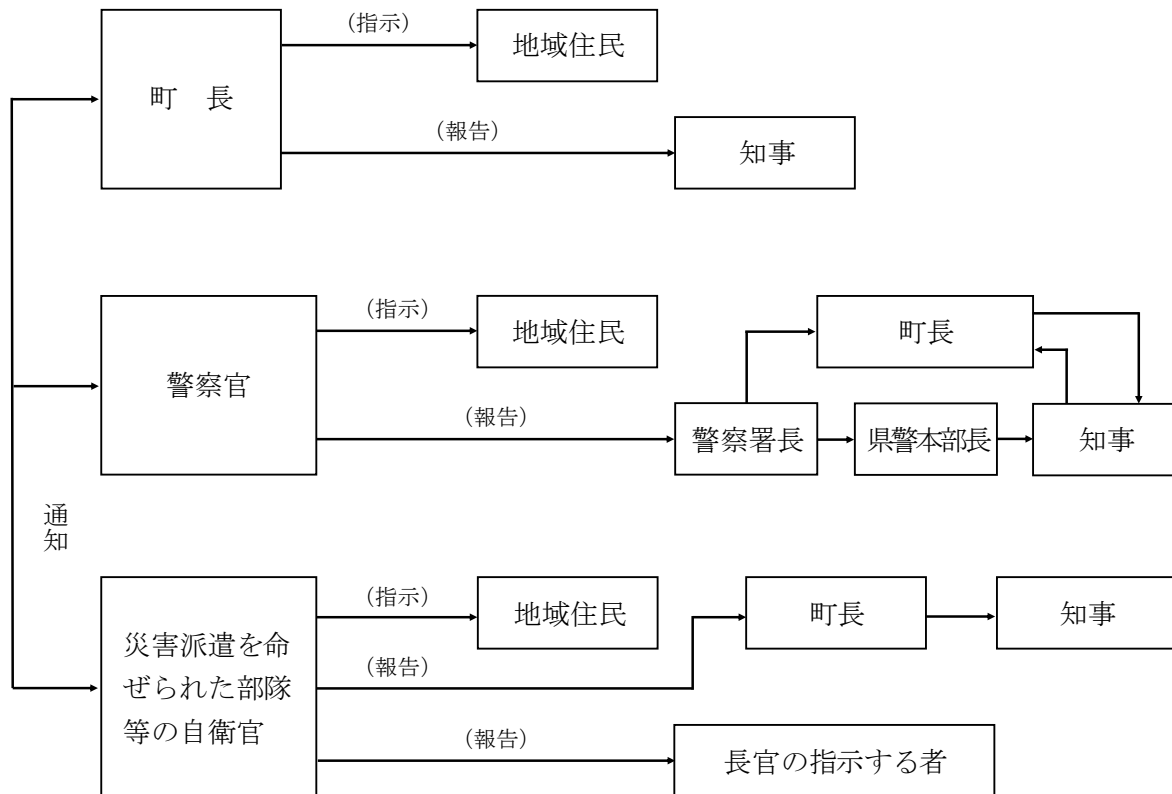
2. 3 水防活動実施に関する情報伝達経路

水防活動実施に関する情報伝達経路については以下のとおりとする。



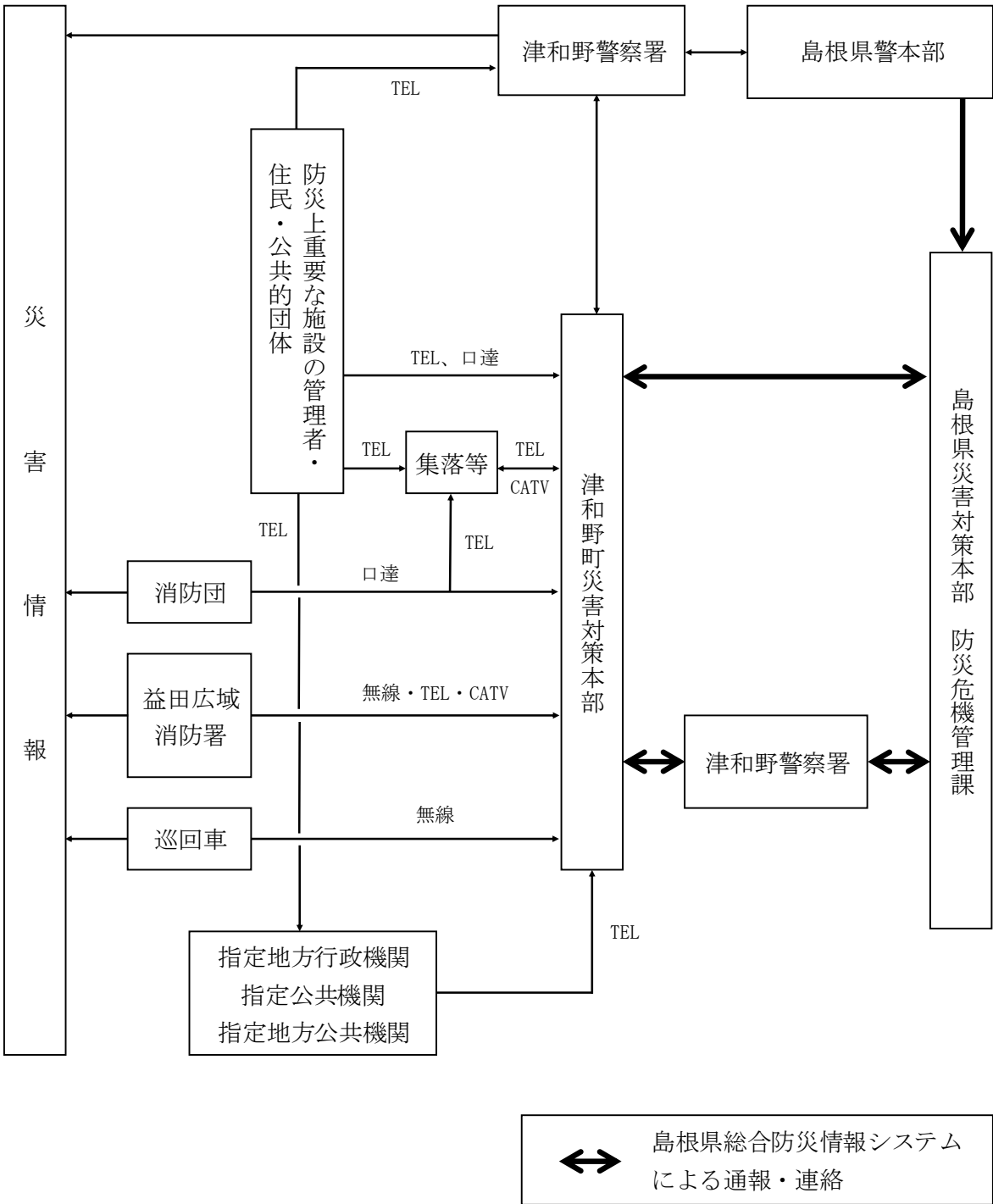
2. 4 避難情報の発表に関する情報伝達経路

避難情報の発表に関する情報伝達経路は以下のとおりとする。



2. 5 一般被害の発生に関する情報伝達経路

一般被害の発生に関する情報伝達経路は以下のとおりとする。



2. 6 水防関係機関一覧表

1. 水防本部、水防支部（地区）

名称	所在地	担当部グループ名	N T T電話番号 防災行政無線番号	N T T F A X 防災行政無線 F A X
島根県水防本部	松江市殿町 1	土木部河川課	0852-22-6363 300-2-6363	0852-22-6356 300-2-6356
水防益田支部	益田市昭和町 13-1	益田県土整備事務所 総務課	0856-31-9633 326-2-9633	0856-31-9701 326-2-9701
津和野地区	津和野町町田 イ 244-2	津和野土木事業所 業務課	0856-72-0513 333-34(勤務時間)	0856-72-0779 333-77

2. 水防管理団体（指定水防管理団体）

団体名	団員数	担当部課係名	N T T電話番号 防災行政無線番号	N T T F A X 防災行政無線 F A X	水防対象主要河川名
益田市	579	総務部 危機管理課	0856-31-0601 600-81	0856-23-5001 600-81	高津川、匹見川、 白上川 他
津和野町	257	総務財政課 消防防災係	0856-74-0028 604-2-112	0856-74-0002 604-81	津和野川、高津 川、横道川 他
吉賀町	209	総務課 防災・情報・管財係	0856-77-1111 606-81	0856-77-1891 606-81	高津川、高尻川、 抜月川 他

3. 国の機関

名称	所在地	担当部課係名	N T T電話番号 マイクロ電話番号	N T T F A X マイクロ F A X	備考
国土交通省 中国地方整備局	広島市中区 上八丁堀 6-30	河川部 地域河川課	082-221-9231 87-3826	082-227-1762 87-3759	
国土交通省 浜田河川国道事務所	浜田市相生町 3973	河川管理課	0855-22-2480 736-356	0855-23-5023 736-339	
松江地方気象台	松江市西津田 7-1-11		0852-22-3784	0852-21-6656	防災無線電話 435-81
陸上自衛隊 第 13 偵察戦 闘大隊	出雲市松寄下町 1142-1	警備	0853-21-1045 (内線 202・205)	0853-21-1045 (内線 222)	防災無線電話 526-81 防災無線 FAX 92-526-81

4. 県災害対策本部事務局、地区災害対策本部総務班

名称	所在地	担当部課係名	N T T電話番号 防災行政無線番号	N T T F A X 防災行政無線 F A X	備考
防災危機管理課	松江市殿町 1	防災第二グル ープ	0852-22-5885 300-2-5885	0852-22-5930 300-2-5930	県災害対策 本部
益田県土整備事 務所	益田市昭和町 13-1	総務課	0856-31-9633 326-2-9633	0856-31-9701 326-2-9701	益田地区災 害対策本部

5. 県警本部、警察署

名称	所在地	担当部課係名	NTT電話番号 防災行政無線番号	NTT FAX	備考
島根県警察本部	松江市殿町 8-1	警備部警備課	0852-26-0110 442-81	0852-31-4828	
津和野警察署	津和野町森村 □ 84-2	警備課	0856-72-0110 620-81	0856-72-0141	

6. 鉄道、通信、電力

名称	所在地	担当部課係名	電話番号	FAX番号	備考
西日本旅客鉄道(株) 中国統括本部	広島市東区上 大須町 15-20	施設部	082-261-2143 夜・休日（施設指令） 0859-32-6383	082-261-1258 夜・休日（施設指令） 0859-31-5378	夜間・休日 は米子指令 所
NTT 西日本株式会社 島根支店	松江市東朝日町 102	災害対策室	0852-20-7695	0852-20-7921	
中国電力(株) 島根支社	松江市母衣町 115	島根支社 総務・資材グ ループ	0852-27-1113	0852-32-0620	

7. 津和野町水防関係者

名称	氏名	名称	氏名
災害対策本部長（町長）	下森 博之	消防団（水防団）第1分団長	齋藤 誠吾
災害対策副本部長（副町長）	宮内 秀和	消防団（水防団）第2分団長	潮 春光
災害対策副本部長（教育長）	岩本 要二	消防団（水防団）第3分団長	村上 勝志
益田広域消防本部消防長	大賀 哲也	消防団（水防団）第4分団長	橘 一磨
益田広域消防署日原分遣所長	和田 悟史	消防団（水防団）第5分団長	倉益 正光
益田広域消防署津和野分遣所長	松本 一秀	消防団（水防団）第6分団長	益成 寛之
消防団長（水防団長）	三浦 英治	消防団（水防団）第7分団長	水津 猛
消防副団長（水防副団長）	中村 力	消防団（水防団）第8分団長	新田 好正
消防副団長（水防副団長）	石川 哲志	消防団（水防団）第9分団長	永嶺 里志

2. 7 水防の責任等

1. 島根県水防本部の責任（法3の6、法7、法10、法11、法13、法14、法16、法33、法47、法48）

- （1）県内における水防体制と組織の確立及び強化を図るとともに、各水防管理団体が行う水防が十分に行われるように努めなければならない。
- （2）水防事務の調整及びその円滑な実施のため島根県の水防計画を毎年増水期までに検討を加え必要があるときは、これを変更しなければならない。また、その水防計画の要旨を公表するよう努めるものとする。
- （3）国土交通大臣と気象庁長官が共同して発表する洪水予報の通知を受けた場合は、直ちに県の水防計画に定める水防関係機関に、その受けた通知に関わる事項を通知しなければならない。（洪水予報河川）
- （4）知事が指定した河川について、気象庁長官（松江地方気象台長）と共同して洪水予報を発表し、水防関係機関及び関係市町村長に通知するとともに、必要に応じ報道機関の協力を求めて、これを一般に周知させなければならない。（洪水予報河川）

- (5) 国土交通大臣が発表する水位到達情報の通知を受けたときは、直ちに県の水防計画に定める水防関係機関に、その受けた通知に関わる事項を通知しなければならない。（水位周知河川）
- (6) 水防益田支部が発表する水位到達情報の通知を受けたときは、直ちに県の水防計画に定める水防関係機関に、その受けた通知に関わる事項を通知しなければならない。また、必要に応じ報道機関の協力を求めて、これを一般に周知させなければならない。（水位周知河川）
- (7) 国土交通大臣が発表する水防警報の通知を受けたときは、直ちに県の水防計画に定める水防関係機関に、その受けた通知に関わる事項を通知しなければならない。
- (8) 水防支部が発表する水防警報の通知を受けたときは、直ちに県の水防計画に定める水防関係機関に、その受けた通知に関わる事項を通知しなければならない。
- (9) 指定水防管理団体が水防計画を定め及び水防計画に変更を加えた時は届出なければならない。
- (10) 知事が指定した洪水予報河川、水位周知河川、その他県管理河川で災害発生を警戒すべき河川について、想定最大規模降雨により当該河川が氾濫した場合に浸水が想定される区域を洪水浸水想定区域として指定しなければならない。また、指定した区域及び浸水した場合に想定される水深等を公表し、関係市町村長に通知しなければならない。

2. 島根県水防益田支部の責任

- (1) 現地における状況を的確に把握し、県水防本部、水防管理団体及びその他の水防関係機関と密接な連絡を保つとともに、水防管理団体が実施する水防活動を指導応援しなければならない。
- (2) 知事が指定した河川について、県の水防計画の定めるところにより水防団待機水位、氾濫注意水位、避難判断水位、氾濫危険水位に達した場合、水位到達情報を水防関係機関及び関係市町村長に通知しなければならない。
- (3) 知事が指定した河川について、県の水防計画の定めるところにより水防警報等を発表し、かつその警報事項等を水防関係機関に通知しなければならない。
- (4) 知事と気象庁長官が共同して発表する洪水予報の通知を受けた場合は、直ちに県の水防計画に定める水防関係機関及び関係市町村長に、その受けた通知に関わる事項を通知しなければならない。
- (5) ダム、水門、樋門等の施設について、自ら管理する施設の管理を十分に行うとともに、許可工作物の管理者に対しては適宜水防情報を連絡し、開閉等の操作状況を把握しなければならない。
- (6) 水防倉庫の資機材については、毎年増水期までに備蓄状況を確認し整備しなければならない。

3. 水防管理団体（町）の責任（法3、法9、法10、法15、法17、法33）

- (1) 区域内における水防を十分に果すべき責任を有する。
- (2) 指定管理団体の水防管理者（町長）は、県の水防計画に応じた水防計画を定めなければならない。
- (3) 指定管理団体の水防管理者（町長）は、毎年増水期までに町水防計画に検討を加え、必要があると認めるときは、これを変更しなければならない。
- (4) 指定管理団体の水防管理者（町長）は、(2)により水防計画を定め、または変更しようとするときは、あらかじめ、水防協議会を設置する指定水防管理団体にあつては、当該水防協議会、水防協議会を設置せず、かつ、災害対策基本法第十六条第一項に規定する市町村防災会議を設置する市町村である指定水防管理団体にあつては、当該市町村防災会議に諮るとともに、遅滞なく県知事に届け出なければならない。

- (5) 指定水防管理団体の水防管理者（町長）は、町水防計画を定めまたは変更したときはその要旨を公表するよう努めなくてはならない。
- (6) 指定水防管理団体の水防計画は、危険を伴う水防活動に従事する者の安全の確保が図られるように配慮されたものでなければならない。
- (7) 区域内の河川堤防等巡視し水防上危険であると認められる箇所がある時は、直ちに当該河川海岸堤防等管理者に連絡して必要な措置を求めなければならない。
- (8) 水防警報の発表があったときまたは水防活動が必要と認められたときは、水防団及び消防機関に出動の準備をさせなければならない。
- (9) 水防倉庫の資機材については、毎年増水期までに備蓄状況を確認し整備しなければならない。
- (10) 洪水浸水想定区域の指定があったときは、市町村地域防災計画において、少なくとも当該浸水想定区域ごとに、次に掲げる事項について定めるものとする。

①洪水予報、水位到達情報の伝達方法

②避難施設その他の避難場所及び避難路その他の避難経路に関する事項

③災害対策基本法第 48 条第 1 項の防災訓練として市町村長が行う洪水、雨水出水に係る避難訓練の実施に関する事項

④浸水想定区域内に次に掲げる施設がある場合にあっては、これらの施設の名称及び所在地

イ 地下街等

ロ 要配慮者利用施設

ハ 大規模な工場その他の施設（申出があった施設に限る）

また、浸水想定区域をその区域に含む市町村の長は住民、滞在者その他の者に周知させるため、これらの事項を記載した印刷物（洪水ハザードマップ）の配布その他必要な措置を講じなければならない。

4. 気象庁(松江地方気象台)の責任（法 10、11）

- (1) 気象等の状況により、洪水、津波または高潮のおそれがあると認められるときは、その状況を知事に通知するとともに、必要に応じ、報道機関の協力を求めて一般に周知させなければならない。
- (2) 国土交通大臣が指定した河川について、国土交通大臣（国土交通省関係事務所長）と共同して洪水予報を発表し、知事に通知するとともに、必要に応じ報道機関の協力を求めて、これを一般に周知させなければならない。
- (3) 知事が指定した河川について、知事（島根県土木部河川課長）と共同して洪水予報を発表し、水防関係機関に通知するとともに、必要に応じ報道機関の協力を求めて、これを一般に周知させなければならない。

5. 国土交通省(浜田河川国道事務所)の責任（法 10②、法 13①、法 16）

- (1) 国土交通大臣が指定した河川について、水防警報を発表するとともに直ちに、その警報事項を知事に通知しなければならない。
- (2) 国土交通大臣が指定した河川について、気象庁長官(松江地方気象台長)と共同して洪水予報を発表し、知事及び関係市町村長に通知するとともに、必要に応じ報道機関の協力を求めて、これを一般に周知させなければならない。
- (3) 国土交通大臣が指定した河川について、氾濫危険水位に達した場合、知事及び関係市町村長に通知するとともに、必要に応じ報道機関の協力を求めて、これを一般に周知させなければならない。

6. 報道、通信機関の責任（法 10、法 11、法 13、法 27）

- （１）報道機関は、国土交通大臣と気象庁長官が共同して発表した洪水予報、知事と気象庁長官が共同して発表した洪水予報及び国、県が発表した氾濫警戒情報等を一般に周知することに努めなくてはならない。
- （２）通信機関は、水防上緊急を要する通信が最も迅速に行われるよう協力しなければならない。

7. 居住者等の義務（法 24）

- （１）水防管理団体の区域内に居住する者、または水防の現場にある者は、水防管理者（町長）、または消防機関の長から出勤の要請があればこれに協力し、水防に従事しなければならない。

2. 8 水防訓練等

1. 水防訓練（法 32 条の 2）

指定水防管理団体は、毎年増水期前に 1 回以上、水防訓練を行うものとする。また、指定水防管理団体以外の水防管理団体についても、毎年増水期前に 1 回以上、水防訓練を行うよう努めなければならない。なお、演習要領は水防益田支部長と協議の上、水防管理者（町長）が定めるものとする。

2. 連絡協議会

水防益田支部は、毎年増水期前に、管内水防管理団体及び関係機関との連絡協議会等を開催し、危険な箇所、重要水防区域、水防資機材等の共同点検を行うものとする。

第 3 章 重要水防区域及び危険な箇所等

3. 1 重要水防区域

重要水防区域は、過去の増水により甚大な被害があり今後もそのおそれの大きい区間、または、堤防が決壊した場合その背後地及び下流に甚大な被害を与えると予想される区間であり、水防管理団体は、常に当該箇所の現況把握に努め、その水防対策を確立しておく。

■重要水防区域（水防益田支部[津和野]）

水系名	河川名	区域	左右岸別	延長（m）
高津川	津和野川	自：鹿足郡津和野町後田（幸橋） 至：鹿足郡津和野町後田（尾曾部橋）	左	2,100
高津川	津和野川	自：鹿足郡津和野町森村（幸橋） 至：鹿足郡津和野町寺田（ＪＲ鉄道橋）	右	2,000
高津川	高津川	自：鹿足郡津和野町左鐙（左鐙橋） 至：鹿足郡津和野町左鐙（左鐙コミュニティセンター前）	右	400

3. 2 危険な箇所・堰・樋門

1. 危険な箇所

危険な箇所は、洪水に伴い水があふれる箇所、漏水、深掘れ等により決壊のおそれがある箇所
で、水防管理団体は、危険箇所の位置、危険な理由、水防工法等を熟知し、洪水時には適切な水
防活動を実施するよう努める。

■危険な箇所（水防益田支部[津和野]

番号	河川名	位置	左右 岸	延長 (m)	種別	重 要 度	危険理由	水防工法	水防管理 団体名
津- 1	高津川	津和野町河村	左	1,400	河積	B	河積不足	積土のう工	津和野町
津- 2	高津川	津和野町枕瀬	右	360	河積	B	河積不足	積土のう工	津和野町
津- 7	津和野川	津和野町山下	左	1,000	河積	B	河積不足	積土のう工	津和野町
津- 8	吹野川	津和野町山下	左	300	河積	B	河積不足	積土のう工	津和野町
津-11	津和野川	津和野町部栄～高峯	左	3,840	河積	B	河積不足	積土のう工	津和野町
津-12	津和野川	津和野町部栄～高峯	右	3,840	河積	B	河積不足	積土のう工	津和野町
津-13	津和野川	津和野町枕瀬	左	350	河積	B	河積不足	積土のう工	津和野町
津-14	津和野川	津和野町瀧元	右	430	河積	B	河積不足	積土のう工	津和野町
津-16	高津川	津和野町左鑑	右	1,673	河積	B	河積不足	積土のう工	津和野町
津-17	高津川	津和野町左鑑	右	480	河積	B	河積不足	積土のう工	津和野町
津-18	津和野川	津和野町直地	左	2,160	河積	B	河積不足	積土のう工	津和野町
津-19	津和野川	津和野町直地	右	2,160	河積	B	河積不足	積土のう工	津和野町

2. 堰・樋門

堰・樋門の管理者は、操作規則等に基づき管理及び操作を行うものとする。また水防管理者（町
長）は、施設の規模、能力等を熟知するとともに、施設管理者との連携を密にし、緊急時に対応
できる対策を確立する。

■堰一覧（水防益田支部[津和野]

番 号	河川名	名 称	位 置		高さ (m)	長さ (m)	門数	管理者	連絡先(TEL)	備考
			市町村	字等						
1	津和野川	風呂屋井堰	津和野町	鷲原	2.70	32.30	1	風呂屋 水利組合		自動堰
2	津和野川	町田堰	津和野町	町田	1.20	34.40	1	津和野土木	0856-72-0511	自動堰

■樋門一覧（水防益田支部[津和野]

番 号	河川名	位置		種別	位置	高さ× 幅・径	門数	操作 種類	施設 管理者	管 理 委託先	操 作 担当者	施設名
		市町村	大字 等									
8	高津川	津和野町	枕瀬	樋門	左岸	0.80 ×0.80	1	手動	島根県	津和野町	消防1分団	新地樋門
9	高津川	津和野町	青原	樋門	左岸	1.00 ×1.00	1	手動	島根県	津和野町	消防9分団	青原1号樋門

番号	河川名	位置		種別	位置	高さ×幅・径	門数	操作種類	施設管理者	管理委託先	操作担当者	施設名
		市町村	大字等									
10	高津川	津和野町	青原	樋門	左岸	1.00 ×1.00	1	手動	島根県	津和野町	消防9分団	青原2号樋門
11	高津川	津和野町	青原	樋門	左岸	1.40 ×1.20	1	手動	島根県	津和野町	消防9分団	青原3号樋門
12	高津川	津和野町	青原	樋門	左岸	2.50 ×2.50	1	動力	島根県	津和野町	消防9分団	添谷橋下樋門
13	津和野川	津和野町	後田	樋門	左岸	1.60 ×1.50	1	手動	島根県	津和野町	消防2分団	片河1号樋門
14	津和野川	津和野町	森村	樋門	右岸	1.00 ×1.50	1	手動	津和野町	—	消防2分団	町田1号樋門
15	津和野川	津和野町	森村	樋門	右岸	1.00 ×1.50	1	手動	島根県	津和野町	消防2分団	町田2号樋門
16	津和野川	津和野町	後田	樋門	左岸	1.20 ×1.50	1	手動	島根県	津和野町	消防2分団	片河2号樋門
17	津和野川	津和野町	寺田	樋門	左岸	1.00 ×1.20	1	手動	島根県	津和野町	消防5分団	備中橋上樋門

第4章 水防体制

4. 1 津和野町水防本部の体制

1. 業務の開始

町水防本部は、松江地方気象台から水防に関する気象等予警報を受けたとき、状況に応じて必要な水防業務を開始する。

2. 業務の体制

町水防本部は、次の体制に区分して水防業務を行う。

体制	体制に入る時期	主な業務
警戒体制	気象警報が発表、または、発表が見込まれる、もしくは、河川が通報水位を超えるなど、災害発生に備え、警戒が必要な場合	気象情報等の収集及び注意喚起情報の提供を行うとともに、第1次災害体制移行の準備に必要な業務を行う。
第1次災害体制 (災害警戒体制)	気象警報が発表、または、河川がはん濫注意水位を超えるなど、災害が発生するおそれがあるとき	警戒体制での業務のほか、関係各課において以下の業務を行うとともに、第2次災害体制移行の準備に必要な業務を行う。 ・河川、道路、水路等の状況の把握 ・災害予防に必要な措置及び指示 ・災害応急対策に必要な措置及び指示 ・避難情報発令の準備 ・避難所開設の準備 ・庁内及び関係機関との連絡等 ・防災資材の確保 など

体制	体制に入る時期	主な業務
第2次災害体制 (災害対策本部)	災害対策本部の設置、または、避難情報を発令、もしくは、発令を判断したときなど、災害が発生、または、発生するおそれが高いとき	第1次災害体制での業務、避難情報の発令及び避難所の開設のほか、各災害対策部の任務分担に基づき、各部の所掌事務または業務を相互に連携して行うとともに、第3次災害体制移行の準備に必要な業務を行う。
第3次災害体制 (非常体制)	災害が拡大、または、大規模な災害が発生、もしくは、発生するおそれがあり、必要と認めたとき	第2次災害体制での業務を行うとともに、状況に応じて要員不足の災害対策部へ応援を行う。また、必要に応じて、防災関係機関及びその他の防災上重要な施設の管理者に対し、町長（災害対策本部長）が動員を要請する。
特別体制	突発的な事故および災害が発生し、必要と認めたとき	災害等発生状況及び被害状況等を把握し、状況に応じて必要な措置及び指示を行う。

4. 2 警察署及びその他関係機関との連絡

1. 警察署との連絡

水防管理団体は、津和野警察署と綿密な連絡をとり、あらかじめ水防に関して必要な協議をしておくものとする。

2. その他関係機関との連絡

水防管理団体は、第2次災害体制になった場合及びその他必要がある場合は、その旨を関係各機関に通報するものとする。

第5章 水防活動

5. 1 気象状況の連絡

1. 気象等警報・注意報の発表

松江地方気象台は、次の基準に達すると予想した場合、気象等警報及び注意報を発表する。

(1) 水防に関する気象等情報の種類と発表基準

レベル2 大雨注意報	表面雨量指数、流域雨量指数またはその両方を組み合わせた基準のいずれかがレベル2 大雨注意報の基準値に到達することが予想される場合。
レベル3 大雨警報	表面雨量指数、流域雨量指数またはその両方を組み合わせた基準のいずれかがレベル3 大雨警報の基準値に到達することが予想される場合。
レベル4 大雨危険警報	表面雨量指数または流域雨量指数が対象の格子においてレベル4 大雨危険警報の基準値に到達することが予想される場合。

レベル5大雨特別警報	表面雨量指数	レベル5大雨特別警報の基準値以上となる 1km 格子がおおむね 30 個以上まとまって出現し、さらに激しい雨が降り続くと予想される場合。
	流域雨量指数	レベル5大雨特別警報の基準値以上となる 1km 格子がおおむね 20 個以上まとまって出現し、さらに激しい雨が降り続くと予想される場合。

- ※ 「表面雨量指数」とは、短時間強雨による浸水発生の高まりを把握するための指標である。
- ※ 「流域雨量指数」とは、河川の上流域に降った雨によりどれだけ下流の対象地点の洪水危険度が高まるかを把握するための指標である。
- ※ 「複合基準」は、流域雨量指数と表面雨量指数の組み合わせによる基準値を表す。

(2) レベル3大雨警報等を補足する情報

気象庁は、注意報、警報、危険警報、特別警報を補足する情報として、浸水害の危険度分布、河川の危険度分布および流域雨量指数の予測値を発表する。これらの概要は次のとおりである。

種 類	内 容
浸水害の危険度分布	短時間強雨による浸水害発生の高まりの予測を、地図上で 1 km 四方の領域ごとに 5 段階に色分けして示す情報（常時 10 分毎に更新）。
河川の危険度分布	指定河川洪水予報の発表対象ではない中小河川（水位周知河川及びその他河川）の洪水害発生の高まりの予測を地図上で概ね 1 km ごとに 5 段階に色分けして示す情報（常時 10 分間毎に更新）。
流域雨量指数の予測値	水位周知河川及びその他河川の各河川を対象として、上流域での降雨によって、下流の対象地点の洪水危険度がどれだけ高まるかを示した情報。6 時間先までの雨量分布の予測（降水短時間予報等）を取り込んで、流域に降った雨が河川に集まり流れ下る量を計算して指数化した「流域雨量指数」について、洪水警報等の基準への到達状況に応じて危険度を色分けし時系列で表示した情報（常時 10 分毎に更新）。

2. 気象等情報の発表※¹

松江地方気象台は、気象の予報について、気象等警報や注意報に先立って注意を喚起する場合や、気象等警報や注意報が発表された後の経過や予想、防災上の注意を解説する場合等に情報を発表する。

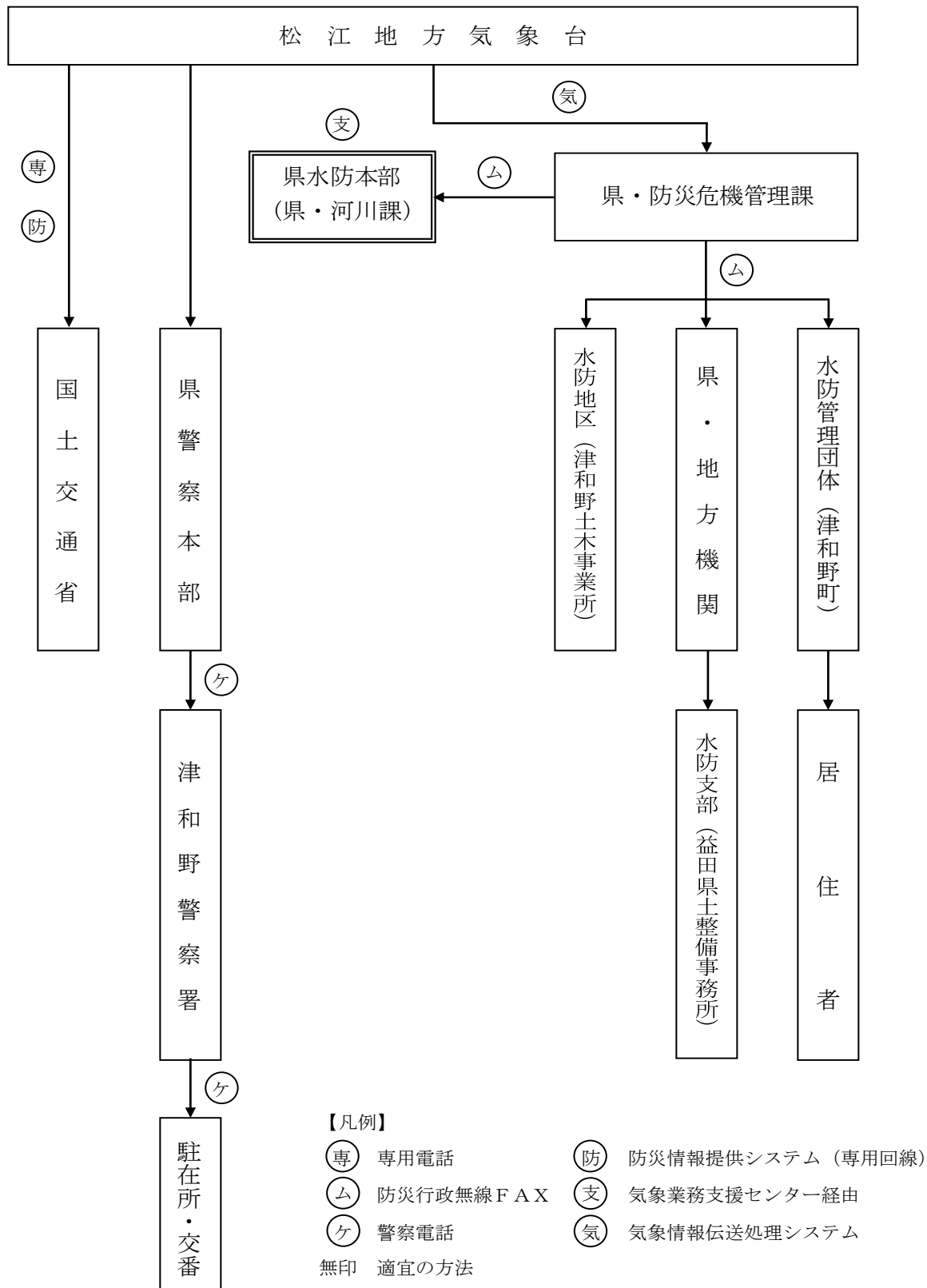
なお、「気象防災速報（記録的短時間大雨）」※²アメダス雨量、及び島根県等の観測雨量、または解析雨量※³で 1 時間降水量※⁴が 100mm 以上の雨量を観測または解析した場合に気象庁が発表する。

- ※1：気象等情報とは、松江地方気象台が発表する水防に関する情報および気象庁が発表する気象防災速報（記録的短時間大雨）をいう。
- ※2：数年に一度程度しか発生しないような短時間の大雨を、観測（地上の雨量計による観測）したり、解析（気象レーダーと地上の雨量計を組み合わせた分析：解析雨量）したりしたときに発表する。
- ※3：解析雨量とは、気象庁、国土交通省水管理・国土保全局、道路局が全国に設置している気象レーダーと、アメダスおよび自治体等の地上の雨量計を組み合わせ、それぞれの特性を活かし、全国 1km 四方に細かく区切って、10 分ごとの雨量を解析したものである。

※４：１時間降水量は、アメダス雨量、島根県観測雨量は１０分ごとに観測、解析雨量は１０分ごとに観測または解析したものである。

３．気象等の予警報情報の伝達

津和野町水防本部は、水防に関する気象等の予警報情報を受け必要があると認められた場合は、水防団（消防団）を始めとする水防関係者及び住民へ速やかに周知徹底を図る。



5. 2 雨量及び水位の観測と通報及び公表

1. 雨量・水位の観システム及び利用可能な関係機関

関係機関は、県内の雨量・河川水位のテレメータ観測所を次の表で示す観測システムにより監視できる。これらデータは、最短 10 分ごとに速報値として更新される。このうち、インターネットと携帯電話については一般に公表される。

利用機関	雨量・水位の観測システム		情報の内容	時間雨量	累計雨量	国管理 河川 水位	県管理 河川 水位	県ダム 諸量	気象等 注警報
		所管							
行政	島根県水防情報システム	島根県河川課	河川課及び農地整備課、砂防課所管データ（国土交通省が管理する河川水位の一部情報有り）	◎	◎	○	◎	◎	○
一般	インターネット 【しまね防災情報】 (PC版) https://www.bousai-shimane.jp/ (携帯版) https://www.bousai-shimane.jp/	島根県消防総務課 防災危機管理課	気象情報など関係機関 HP のリンクを掲載						◎
	インターネット 【島根県水防情報】 (PC版) https://www.suibou-shimane.jp/pc (スマートフォン版) https://www.suibou-shimane.jp/s (携帯版) https://www.suibou-shimane.jp/m	島根県河川課	島根県水防情報システム	◎	◎	○	◎	◎	○
	メールシステム※登録者のみ 【しまね防災メール】	島根県消防総務課 防災危機管理課	島根県水防情報システムで収集する情報			○	○		○

◎：推奨

その他、県内の雨量・河川水位を観測するシステムは次の表で示すものがある。

雨量・水位の観測システム	所管	利用可能な 関係機関等	情報の内容
インターネット 【島根県土砂災害予警報システム】 (PC版) https://sabol.pref.shimane.lg.jp/residents/ (スマートフォン版) https://sabol.pref.shimane.lg.jp/smartphone/ (携帯版) https://sabol.pref.shimane.lg.jp/mobile/	島根県砂防課	全機関、一般	土砂災害が発生する恐れをしらせる危険度情報
インターネット 【川の防災情報】 https://www.river.go.jp/	国土交通省	全機関、一般	斐伊川、江の川、高津川等、国土交通省が管理する河川の情報（島根県河川課ホームページからリンク）

雨量・水位の観測システム		利用可能な 関係機関等	情報の内容
	所管		
インターネット 【気象庁ホームページ】 https://www.jma.go.jp/jma/index.html	気象庁	全機関、 一般	島根県内の気象庁管理（アメダス）の雨量等
インターネット 【防災情報提供センター】 https://www.mlit.go.jp/saigai/bosaijoho/	国土 交通省	全機関、 一般	国土交通省（水管理・国土 保全局、気象庁、道路局） 管理の雨量

2. 雨量及び水位の観測

（１）津和野町水防本部は、所管する雨量および水位の正確な情報の把握に努めるものとする。

① 時間雨量 30mm 以上

② 降り始めから 24 時間の総雨量が 120mm 以上

のいずれかとなった場合は、その後 1 時間（毎生時）または 10 分毎の時間雨量及び河川水位を記録するものとする。

（２）各水防関係機関は、関係する雨量及び水位観測所の正確な情報を把握に努めるものとする。

（３）島根県水防益田支部から、水位情報等に関する情報を受けたときは、正確な情報の把握に努めるとともに速やかに、状況の把握に努めることとする。

① 水防団待機水位を超過した場合には、その時刻と水位を 1 時間（毎生時）または 10 分毎の水位を記録するものとする。

■ 雨量観測所

観測所名	水系名	所在地	事務所	所管
日原 河	高津川	枕瀬	津和野土木事業所	島根県河川課
津和野 河	高津川	町田	津和野土木事業所	島根県河川課
名賀	高津川	名賀	津和野土木事業所	島根県砂防課
木部	高津川	中川	津和野土木事業所	島根県砂防課
溪村	高津川	溪村	津和野土木事業所	島根県砂防課
須川	高津川	須川	津和野土木事業所	島根県砂防課
左鐙	高津川	左鐙	津和野土木事業所	島根県砂防課
津和野 国	高津川	森村	浜田河川国道事務所	国土交通省
日原 国	高津川	枕瀬	浜田河川国道事務所	国土交通省
長福	高津川	中川	浜田河川国道事務所	国土交通省
森村	高津川	森村	松江地方気象台	気象庁

■ 水位観測所

観測所名	水系名	河川名	所在地	事務所	所管
旭橋	高津川	高津川	枕瀬	津和野土木事業所	島根県河川課
町田	高津川	津和野川	町田	津和野土木事業所	島根県河川課
日原	高津川	高津川	枕瀬	浜田河川国道事務所	国土交通省

3. 水位の通報

（１）津和野町水防本部は、水防に関する気象予警報の連絡を受け、増水のおそれがあると認めたとき、または河川が水防団待機水位および氾濫注意水位に達したときは、常に所管する水防情報システム水位観測所の水位の変動を監視するものとする。

（２）各水防機関は、必要に応じ他の水防機関が入手した水位観測結果の通報を受けるものとする。

水防支部 (地区名)	河川名	観測所名	所在地		堤防高 (m)	氾濫注意 水位(m)	水防団待機 水位(m)
			市町村	大字等			
益田 (津和野)	高津川	旭橋	津和野町	枕瀬	7.30(左岸) 7.30(右岸)	4.00	2.30
	津和野川	町田	津和野町	町田	6.30(左岸) 6.30(右岸)	1.80	1.20

5. 3 水位周知河川（県管理河川）

県が、洪水予報河川以外の河川のうち、洪水により重大または相当な被害を生ずるおそれのあるものとして指定した河川（以下「水位周知河川」という）において、別に定める発表基準により、氾濫注意水位、避難判断水位、氾濫危険水位に達した場合は、直ちに県の水防計画に定める水防関係機関に通知しなければならない。また、必要に応じ報道機関の協力を求めて、これを一般に周知させなければならない。

1. 水位周知（県管理河川）の発表、伝達方法

- (1) 水位周知河川区域及び発表者は次表①のとおりとする。
- (2) 水位到達情報の発表の基準となる水位観測所および対象水防管理団体（市町村）は次表②のとおりとする。
- (3) 水位到達情報の伝達は次図③に示す通報系統により行うものとする。
- (4) 水防益田支部は、次表②の氾濫注意水位、避難判断水位、氾濫危険水位に達した場合、水防関係機関へ速やかに発表し周知させる。

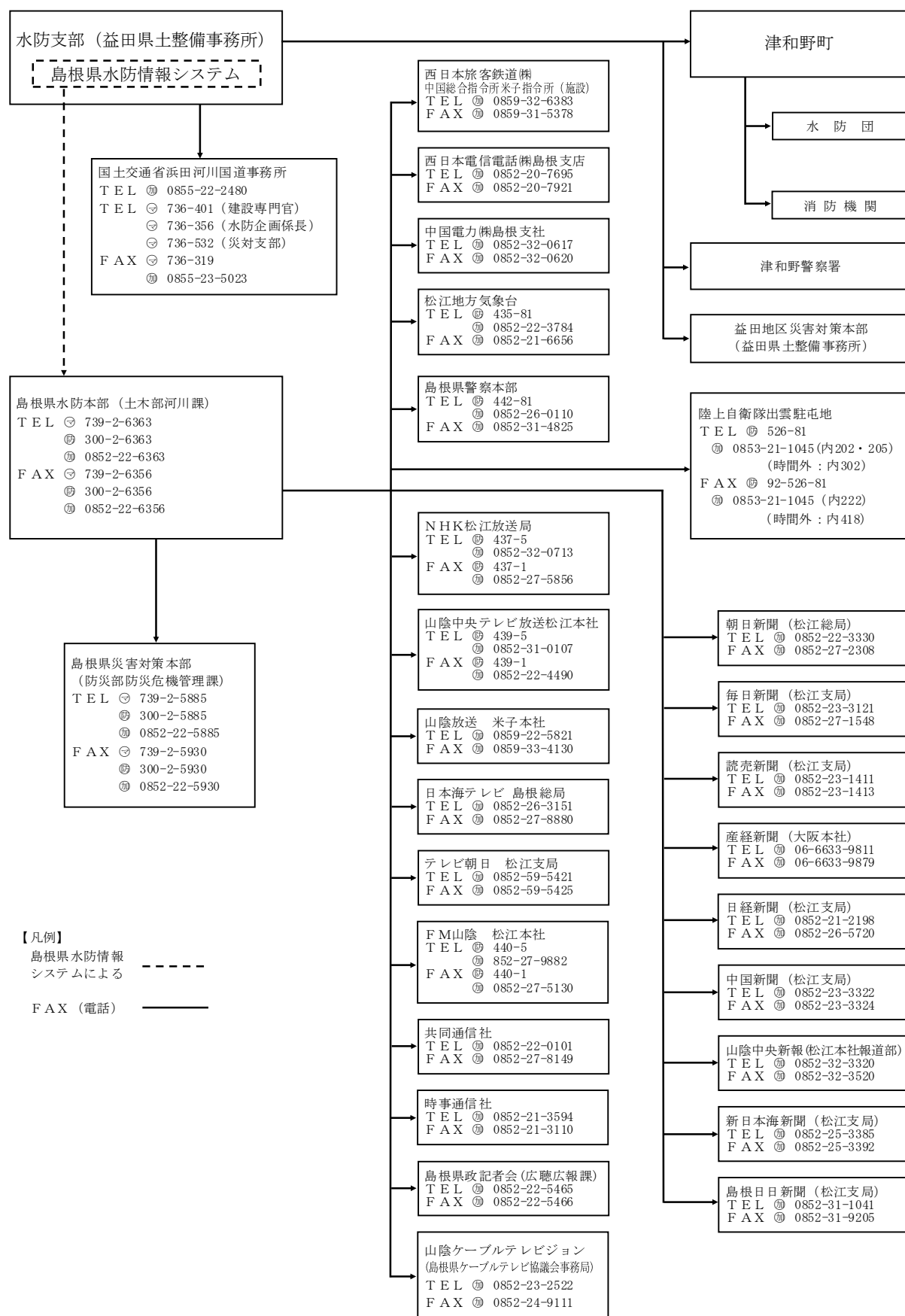
① 水位周知河川（県管理河川）区域及び発表担当者

水系	河川名	区 域	発表担当者
高津川	津和野川	左岸：津和野町下横瀬（小床橋）から津和野町後田（尾曾部橋）まで 右岸：津和野町下横瀬（小床橋）から津和野町寺田（JR鉄道橋）まで	水防益田支部長

② 水位周知河川（県管理河川）対象水位観測所及び対象水防管理団体（市町村）

河川名	観測所名	所在地	堤防高 上：左岸 下：右岸 (m)	氾濫危険 水位 (m) 警戒レベル 4相当	避難判断 水位 (m) 警戒レベル 3相当	氾濫注意 水位 (m)	水防団 待機 水位 (m)	関係水防 支部名 (地区名)	対象 市町村名
津和野川	町田	津和野町 町田	6.30	2.6	2.2	1.8	1.2	益田 (津和野)	津和野町 名賀川合 流点から 上流
			6.30	3.6	3.2				津和野町 名賀川合 流点から 下流

③ 水位到達情報（県管理河川）伝達系統図



5. 4 水防警報（県管理河川）

知事は、国土交通大臣が指定した以外の河川で洪水により相当な損害を生ずるおそれがあると認めて指定したものについて、水防警報を発表する。

1. 水防警報の種類

発表段階	種類	内 容
第1段階	待 機	増水あるいは水位の再上昇が懸念される場合に、状況に応じて直ちに水防機関が出動できるように待機する必要がある旨を警告し、または、水防機関の出動期間が長引くような場合に、出動人員を減らしても差支えないが、水防活動をやめることはできない旨を警告するもの。
第2段階	準 備	水防に関する情報連絡、水防資器材の整備、水門機能等の点検、通信及び輸送の確保、堤防の巡視等に努めるとともに、水防機関に出動の準備をさせる必要がある旨を警告するもの。
第3段階	出 動	水防機関が出動する必要がある旨を警告するもの。
適 宜	指 示	増水状況及びその河川状況を示し、警戒が必要である旨を警告するとともに、水防活動上必要な水があふれる箇所・漏水・堤防斜面の崩れ・亀裂等河川の状態を示しその対応策を指示するもの。
第4段階	解 除	水防活動を必要とする増水状況が解消した旨及び当該基準水位観測所名による一連の水防警報を解除する旨を通告するもの。

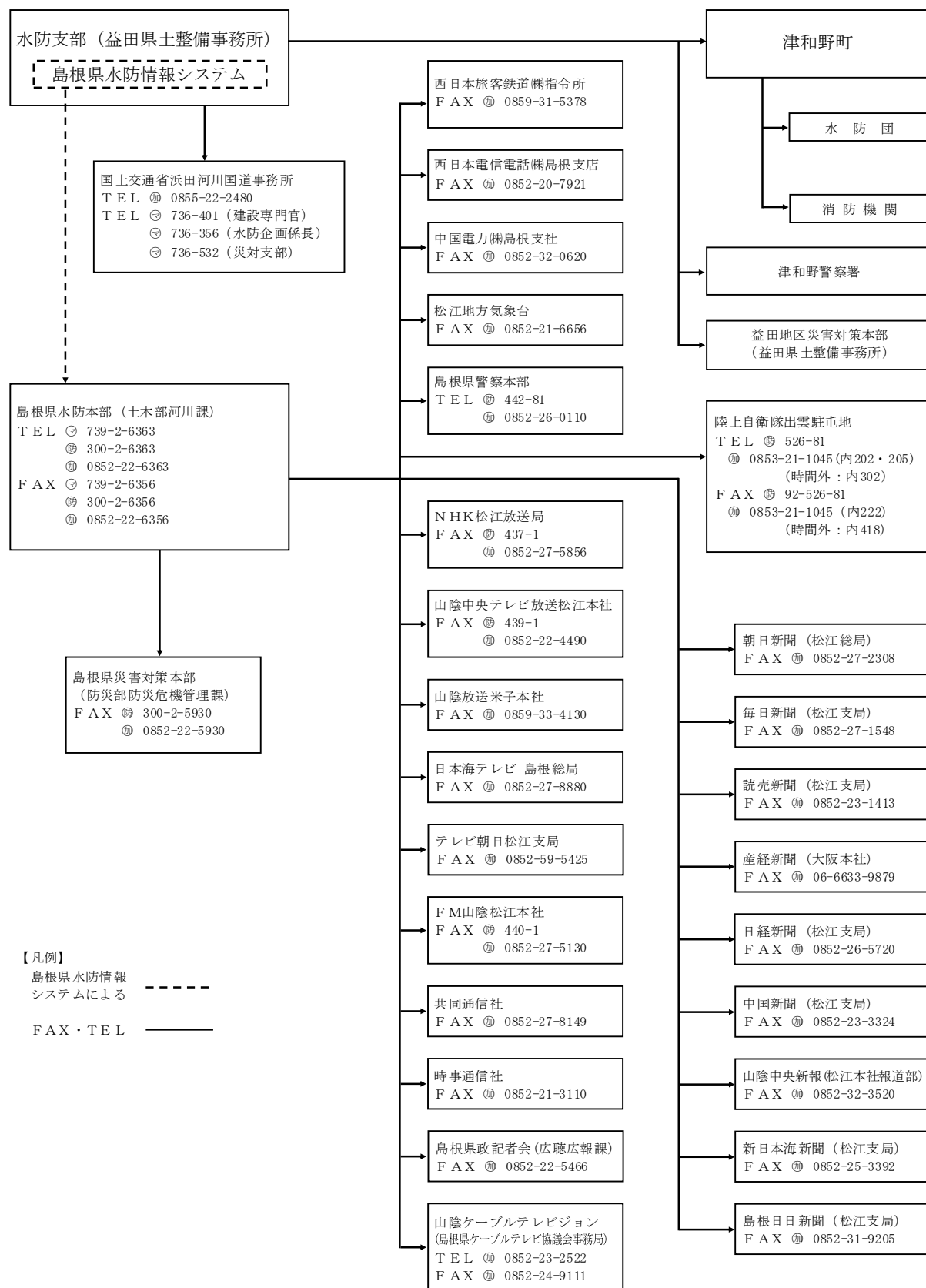
2. 水防警報（県管理河川）の発表、伝達等の方法

- (1) 水防警報の指定河川、区域及び発表担当者等は次表①のとおりとする。
- (2) 水防警報の伝達は次図②に示す通報系統により行うものとする。
- (3) 警報の発表の基準となる水位観測所及び、活動対象水防管理団体は次表③のとおりとする。
- (4) 発表の条件は次表④のとおりとする。
- (5) 安全確保の原則。水防警報は、洪水によって災害が発生するおそれがあるとき、水防を行う必要がある旨を警告するものであるが、危険を伴う水防活動にあたっては、従事する者は安全の確保を第一に図ること。

① 水位周知河川（県管理河川）区域及び発表担当者

水系	河川名	区 域	発表担当者
高津川	津和野川	左岸：津和野町下横瀬（小床橋）から津和野町後田（尾曾部橋）まで 右岸：津和野町下横瀬（小床橋）から津和野町寺田（ＪＲ鉄道橋）まで	水防益田 支部長

② 水防警報（県管理河川）伝達系統図



③ 氾濫注意水位、避難判断水位、氾濫危険水位（県管理河川）対象水位観測所及び活動対象水防管理団体（市町村）

河川名	観測所名	所在地	堤防高上：左岸 下：右岸 (m)	氾濫危険水位 (m) 警戒レベル 4相当	避難判断水位 (m) 警戒レベル 3相当	氾濫注意水位 (m)	水防団待機水位 (m)	関係水防支部名 (地区名)	対象市町村名
津和野川	町田	津和野町 町田	6.30	2.6	2.2	1.8	1.2	益田 (津和野)	津和野町 名賀川合流点から上流
			6.30	3.6	3.2				津和野町 名賀川合流点から下流

④ 水防警報（県管理河川）発表の条件

発表の条件		待機	準備	出動	指示	解除
		水防団待機水位を突破し、降雨状況及び河川状況等により必要と認められるとき。	降雨状況等により氾濫注意水位を越えると見込まれるときで、氾濫注意水位に達する前にその時の水位上昇速度により判断する。	氾濫注意水位に達し、なお水位上昇が見込まれ災害が生ずるおそれがあるとき、または河川状況等により災害のおそれがあるとき。	氾濫危険水位に達し災害のおそれのあるとき、その他水防活動上必要な情報（適宜）	水位が氾濫注意水位以下に下降し、降雨状況及び河川状況等により水防活動の必要がなくなったとき。
河川名	水位観測所	水位 (m) (水防団待機水位)	水位 (m)	水位 (m) (氾濫注意水位)	水位 (m) (氾濫危険水位)	
津和野川	町田	1.20	1.50	1.80	2.60（上流）	—
					3.60（下流）	—

5. 5 ホットライン

水防支部長および地区長は、避難判断水位、氾濫危険水位に達したことの通知等、市町村長の避難情報発令判断に直結するような緊急または重要な情報については、あらかじめ定められた通報系統図の通報・伝達に加えて、事前に構築したホットラインの活用等により速やかに水防管理者（町長）へ通報・伝達するものとする。

5. 6 洪水浸水想定区域の指定（法第 14 条）

国および県は、河川が氾濫した場合に浸水が想定される区域を洪水浸水想定区域として指定し、指定の区域及び浸水した場合に想定される浸水深を公表している。あわせて、洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保し、水災による被害の軽減を図るため、関係市町村へ通知し、洪水ハザードマップへの反映を促すことから、町長は、洪水ハザードマップ等を作成（更新）し、各戸配布やインターネット上での公表等により住民等に周知することとする。

5. 7 予想される水災の危険の周知等（法 15 の 11）

町長は、洪水予報河川等以外の河川のうち、洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保することが特に必要と認める河川について、過去の降雨により当該河川が氾濫した際に浸水した地点、その水深その他の状況を水害リスク情報として把握するよう努めるとともに、これを把握したときは、浸水実績等を地図上に示した図面の公表、浸水実績等を付加した洪水ハザードマップの公表、町中の看板・電柱等への掲示等により住民等に周知することとする。図面等を公表する場合は、住民への各戸配布やインターネット上での公表等により行うこととする。

5. 8 河川等の巡視

水防管理者（町長）、消防機関の長は毎年増水期前に区域内の河川堤防等を巡視しなければならない。巡視にあたっては、次の事項に留意するものとする。

- （1）危険な箇所の点検、確認をすること。
- （2）上記以外に維持、小修繕等の応急的に措置を要する箇所があるときは直ちに河川堤防等の管理者に連絡して、必要な措置を求めること。（法 9）

5. 9 水防機関の出動と出動後の水防活動

1. 津和野町水防活動の手順

- （1）水防管理団体は、水防に関する気象等予警報を受けたとき、または洪水の危険が予測されるときは、あらかじめ定められた計画により、堤防の監視及び警戒配置につく。
- （2）消防職員及び水防団員（消防団員）は、水防警報または気象警報が発表されたとき、または氾濫注意水位に達したときは、計画された人員を配置につけるとともに、何時でも全員が出動できるように準備を整える。
- （3）消防職員及び水防団員（消防団員）は島根県水防計画別表第 37 号表の第 1 信号で出動を予期し、第 2 信号で出動する。
- （4）消防職員及び水防団員（消防団員）は河川の状況、水防活動状況を水防管理団体に報告すること。特に河川に被害が生じている場合はその範囲を速やかに水防管理団体に報告する。
- （5）消防職員及び水防団員（消防団員）から報告があった場合、水防管理団体は、島根県水防計画別表第 31 号表から第 34 号表により水防支部へ報告する。
- （6）水防活動に従事する者は、自身の安全を確保した上で、活動にあたること。

2. 水防団（消防団）等に対する伝達、出動及び活動

水防管理者（町長）は、水防警報等の通知を受けたときは直ちに水防団長（消防団長）に対しその通報を通知し、必要に応じて、団員に巡視を行うよう指示するものとする。また、高津川及び津和野川の水位が下表の水位に達した通報があったときは、直ちに関係水防団分団長（消防分団長）に通知するとともに、必要に応じて、団員を警戒、水防活動に当たらせるものとする。

河川名	観測所名	所在地	堤防高 上：左岸 下：右岸 (m)	氾濫危険 水位 (m) 警戒レベル 4相当	避難判断 水位 (m) 警戒レベル 3相当	氾濫注意 水位 (m)	水防団待機 水位 (m)
高津川	旭橋	津和野町 枕瀬	7.30 7.30	—	—	4.00	2.30
津和野川	町田	津和野町 町田	6.30 6.30	2.6(上流) 3.6(下流)	2.2(上流) 3.2(下流)	1.80	(m) 1.20

3. 優先通行

- (1) 島根県水防計画別表第 38 号表に定める標識を付けた車両が、水防のために出動するときは、車両及び歩行者はこれに進路を譲らなければならない。(法 18)
- (2) 警察官は災害時に県公安委員会が指定した通行禁止区域等において、自動車等が水防用の車両の通行の妨害となる場合は、その所有者に対して、自動車等を付近の道路外へ移動することを命令することができる。(災害対策基本法第 76 条の 3 第 1 項)
- (3) 警察官は上記 (2) の措置を命令しようとしても、自動車等の所有者が拒んだときや、所有者がいない場合は、自分でその自動車等を付近の道路外の場所へ移動することができる。(同法第 76 条の 3 第 2 項)
- (4) 警察官がその場にいない場合、消防職員、自衛官には水防用の車両の通行のため、上記 (2)、(3) と同じ権限が与えられる。(同法第 76 条の 3 第 3 項、第 4 項)

4. 緊急通行 (法 19)

消防職員及び水防団員（消防団員）が、水防上緊急の必要がある場所に赴くときには、一般交通の用に供しない通路または公共の用に供しない空地及び水面を通行することが許される。

なお、水防管理団体は、これにより損失を受けた者に対し、時価によりその損失を補償しなければならない。

5. 警戒区域 (法 21)

水防上緊急の必要がある場所においては、消防職員及び水防団員（消防団員）〔これらの者がいないときまたはこれらの者から要求があったときには、警察官〕は、警戒区域を設定し、水防関係者以外の立入りの禁止、制限または退去命令をすることができる。

6. 居住者に対する水防従事命令 (法 24)

水防管理者（町長）または消防機関の長は、水防のためやむを得ない必要があるときは、その水防管理団体の区域内に居住する者または水防の現場にある者を水防に従事させることができる。

7. 公用負担 (法 28)

水防管理者（町長）または消防機関の長は、水防のため緊急の必要があるときは、水防の現場において、次の権限を行使することができる。

- (1) 必要な土地の一時使用。
- (2) 土石、竹木、その他の資材の使用または収用。
- (3) 車両、その他の運搬用機器使用。
- (4) 工作物、その他の障害物の処分。

水防管理者（町長）から委任を受けた者は、上記 1 から 4（2 における収用を除く。）の権限を行使することができる。

これらの権限を行使する者は、水防管理者（町長）、水防団長または水防機関の長にあっては、その身分を示す証明書を、水防管理者（町長）から委任を受けた者は、水防管理者（町長）より

交付される公用負担権限委任証を携行し、必要がある場合はこれを提示し、水防管理団体の定めた公用負担命令書を2通作成し、その1通を目的物の所有者、管理者又はこれに準ずる者に交付するものとする。

なお、水防管理団体は、これにより損失を受けた者に対し、時価によりその損失を補償しなければならない。

8. 通信優先利用（法 27）

水防に関する通信の方法は、島根県防災行政通信施設及びNTT 西日本株式会社の加入電話の普通利用によるが、国土交通大臣、知事、水防管理者（町長）、消防機関の長またはこれらの者の命を受けた者は、水防上緊急を要する通信のために、下記の専用通信施設を使用することができる。

- (1) 警察通信施設
- (2) 気象官署通信施設
- (3) 鉄道通信施設
- (4) 電気事業通信施設

9. 河川管理者の協力（法第 7 条 3 項、法 15 の 12、河川法第 22 条 2 項）

河川管理者（島根県知事）は、自らの業務等に照らし可能な範囲で、水防管理団体が行なう水防のための活動に必要な協力を行う。

- (1) 水防管理団体に対して、河川に関する情報の提供
- (2) 重要水防箇所の合同点検の実施
- (3) 水防管理団体が行なう水防訓練及び水防技術講習会への参加
- (4) 水防管理団体及び水防協力団体の備蓄資機材で不足するような緊急事態に際して、河川管理者の応急復旧資機材または備蓄資機材の提供

また、河川管理者は、浸水被害軽減地区の指定をしようとする水防管理者（町長）及び浸水実績等（浸水した地点、その水深その他の状況）を把握しようとする市町村長に対し、必要な情報提供、助言その他の援助を行う。

10. 援助・応援（法 22、23）

水防管理者（町長）は、そのもとにある消防機関のみでは対処しきれないときには、津和野警察署長に対して警察官の出動を求め、または他の水防管理者（町長）、または消防長に応援を求めることができる。応援のために派遣された者は、水防については応援を求めた水防管理者（町長）の所轄の下に行動する。

11. 水防活動に対する自衛隊の災害派遣（自衛隊法 83）

水防管理者（町長）は、水防活動に対して自衛隊の災害派遣を必要とする場合には、知事（県消防防災課）にその旨を依頼するものとする。なお、詳細は「津和野町地域防災計画」による。

12. 費用負担（法 41、42、43 の 2）

水防管理団体の水防に要する費用は、町が負担するものとする。ただし、他の水防管理団体への応援のために要した費用、または水防によって、水防管理団体の区域以外の市町村が著しく利益を受けるときには、被応援団体または利益を受ける市町村が費用の一部を負担する。この場合の負担額及び負担方法は、両者が協議して定めるものとする。

13. 水防の解除

水防管理者（町長）は、気象等予警報が解除されたとき、水位が水防団待機水位以下に低下して警戒の必要がなくなったとき、または水防益田支部から水防警報解除の通知を受けたとき等一連の水防活動が終了したときは、これを一般に周知することとする。

5. 10 水防協力団体

1. 水防協力団体の指定（法 36 条）

水防管理者（町長）は、法 37 条に規定する業務を適正かつ確実に行うことができると認められるもの法人その他これに準ずるものとして国土交通省令で定める団体を、その申請により、水防協力団体として指定することができる。

2. 水防協力団体の業務（法 37 条）

- （1）水防団（消防団）または消防機関が行う水防上必要な監視、警戒その他の水防活動に協力すること。
- （2）水防に必要な器具、資材または設備の保管、提供すること。
- （3）水防に関する情報または資料を収集し、及び提供すること。
- （4）水防に関する調査研究を行うこと。
- （5）水防に関する知識の普及及び啓発を行うこと。
- （6）前各号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。

■想定される水防協力団体の業務

- ① 「水防上必要な監視、警戒その他水防活動に協力」として、河川巡視、水防工法の実施、避難支援などの水防団（消防団）等が行う水防活動に対する協力業務。
- ② 水防に必要な器具、資材又は設備の保管、提供すること。
- ③ 「水防に関する情報または資料を収集し、及び提供」として、水防協力団体の業務や活動を含む水防に関する広報活動、水防に関する情報の収集及びその提供等。
- ④ 「水防に関する調査研究」として、水防に関する意識調査、実態調査等、水防に関する調査及び研究等。
- ⑤ 「水防に関する知識の普及や啓発」として、講習会や研修などの実施等、水防に関する知識の普及や啓発等。
- ⑥ 「前号に掲げる業務に付帯する業務」として、水防意識の高揚を図るための自主的なパンフレットの作成、各種行事等の開催等。

3. 水防団体との連携（法 38 条）

水防協力団体は、水防団（消防団）及び水防を行う消防機関との密接な連携の下に業務を行わなければならない。

4. 監督等（法 39 条）

水防管理者（町長）は、水防協力団体に対し、

- （1）必要があると認めるときはその業務に関し報告させることができる。
- （2）業務の運営の改善に関し必要な措置を講ずべきことを命ずることができる。
- （3）（2）の命令に違反したときは、指定を取り消すことができる。

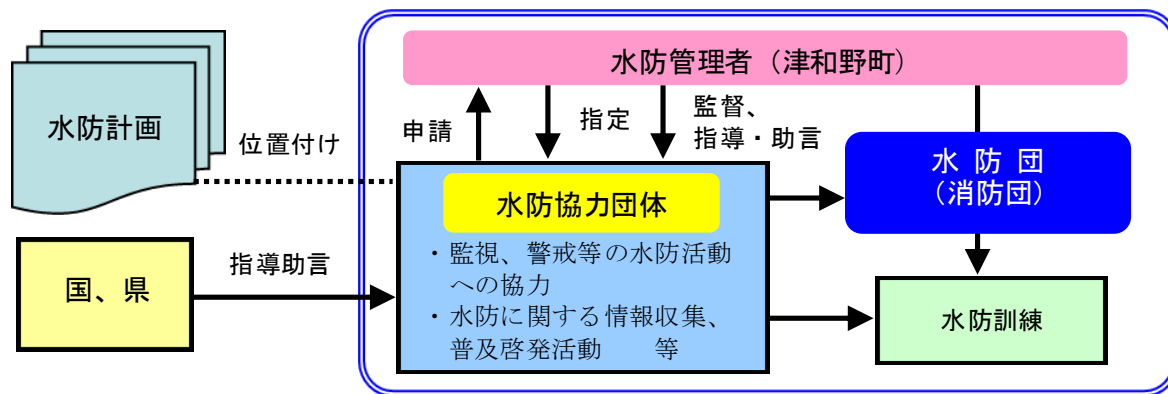
5. 情報の提供（法 40 条）

国、都道府県及び水防管理団体は、水防協力団体に対し、その業務の実施に関し必要な情報の提供または指導若しくは助言をするものとする。

6. 水防訓練（法 32 条の 2）

指定水防管理団体は、毎年水防団（消防団）、消防機関及び水防協力団体の水防訓練を行わなければならない。

7. 協力団体制度の水防概念図



5. 11 決壊に際しての措置

1. 決壊の通知（法 25）

堤防等が決壊したとき、または越水・溢水若しくは異常な漏水が発生したときは、水防管理者（町長）、または消防機関の長または水防協力団体の代表者は、直ちに住民、水防益田支部長、津和野警察署長、及び隣接水防管理者（町長）等に通報しなければならない。

2. 決壊後の措置（法 26）

堤防等が決壊したとき、または越水・溢水若しくは異常な漏水が発生したときでも、水防管理者（町長）、消防機関の長または水防協力団体の代表者は、できる限り氾濫による被害が拡大しないよう努めなければならない。

5. 12 避難のための立退

1. 指示（法 29）

洪水や雨水出水による著しい危険が切迫し、必要と認める区域の居住者が避難のため立ち退く必要があるときは、町水防本部長（町長）並びに町水防本部長の命を受けた者は、迅速、確実に居住者に対して指示する。なお、津和野警察署長にその旨を通知しなければならない。

2. 避難場所及び避難経路

町は、避難場所及び避難経路を示した図を作成し、一般に周知しておくものとする。

5. 13 水防資材器具等の整備並びに輸送

1. 国土交通省の水防資材器具等

水防管理者（町長）は浜田河川国道事務所所有の備蓄資材器具等の応援を必要とする場合には、直接当該事務所に要請するものとする。

2. 県の水防資材器具等

- （1）水防管理者（町長）は、県有備蓄資材器具の使用を必要とする場合には、水防益田支部長に要請するものとする。
- （2）水防益田支部長は、水防管理者（町長）の要請に基づき資材の提供を決定するものとする。
- （3）県水防本部長は、県有備蓄資材等の配置を調整し、水防益田支部長に対して必要な指示を行うものとする。

- (4) 水防管理者（町長）は、災害が発生しまたはそのおそれがある場合において、県所有の排水ポンプ車の応援を必要とする場合は水防支部を経由し、水防本部へ出動を要請する。

3. 水防資材器具等の整備

(1) 水防用設備資材及び器具

水防用設備資材及び器具は、次表のとおりとし、常時水防倉庫等に備蓄しておくものとする。

番号			1	2	3	4	5
河川名			津和野川	津和野川	高津川	高津川	高津川
指定水防管理団体の有無			○	○	○	○	○
管理団体名			津和野町	津和野町	津和野町	津和野町	津和野町
所在地			後田	森村	日原	左鐙	青原
補助倉庫				○			○
倉庫面積		m ²	8.85	17.50	15.00	12.00	126.20
器具 品名 数量	かけや（掛矢）	丁	4	6	7	2	2
	のこぎり（鋸）	丁		6	2	3	3
	スコップ	丁	8	18	34	11	17
	ツルハシ	丁	1	1	2		
	おの（斧）	丁		3	5		
	たこづち（蛸鎚）	丁	3		3		
	くわ（鍬）	丁	7	2	5	3	3
	かま（鎌）	丁		33	11		
	ペンチ	丁	2		3	1	1
	なた（鉋）	丁			3	2	3
	照明具	個		2	2	1	2
	救命胴衣	個			8	12	6
	てみ（手箕）	枚	10	5	5		
	ハンマー	丁	2	7	6		
	鉄線	kg	8	8	2	1	
	杭 丸太	本					
	パール	丁				3	3
	竹	束					
	なわ（縄）	玉	37				
	むしろ（蓆）	枚					
	空俵	枚					
	ビニール袋	枚	600	800	1,300	300	50
	麻袋	枚					
	かます（呷）	枚					
	ロープ	m	20	20	30	30	30
	舟	隻			1		
	パイル	玉					
	とび口	枚	14		3	7	8

(2) 水防資材の補充

各水防倉庫の備蓄資材を活用し、かつ多量の資材が必要とする災害の場合を考慮して、国、県に要請しかつ、町内の特定業者と事前に協定等し、非常時資材確保に努めるものとする。

(3) 水防資材の分散

河川が氾濫し、資材の輸送に困難な場合を想定し水防倉庫以外の適切な場所へ分散しておくものとする。なお、備蓄の困難な土砂、竹木等についてはあらかじめ採取箇所の選定しておくものとする。

4. 水防資材器具等の輸送の確保

(1) 水防資材器具等を保有する各機関は、その輸送上緊急を要する場合には、適宜現地の輸送機関に対して協力を求めるものとする。

(2) 水防益田支部は、管内水防管理団体との輸送経路及び水防管理団体相互間の輸送経路と非常事態を考慮して定めておくものとする。

(3) 輸送のための県、水防管理団体の保有する車両の配置状況は、島根県水防計画別表第 29 号表のとおりである。

5. 水害対策活動拠点及び水害対策活動用通路

水害対策の強化を図るため、島根県水防計画別表第 36 号表のとおり、水害対策活動拠点及び水害対策活動用通路を設置している。

5. 14 記録、報告

1. 記録

水防管理者（町長）は消防職員または水防団員（消防団員）が水防のために出動したときは、次に掲げる事項を記録して保管するものとする。

- (1) 警戒の出動及び解散命令の時刻並びに出動時刻。
- (2) 出動水防作業員の氏名。
- (3) 堤防等水防対象物の箇所、種類、延長及びこれに対する処置、結果。
- (4) 使用資材及び数量。
- (5) 破損した器具資材及び数量。
- (6) 警戒中の観測水位。
- (7) 水防法第 17 条の規定により水防に従事させた者の住所、氏名、出動時間及びその事由。
- (8) 公用負担または購入した資材、器具及びその数量、使用場所、並びに使用の事由。
- (9) 処分した障害物の数量、除去場所及びその理由。
- (10) 土地を一時使用したときは、その箇所、所有者の氏名及びその事由。
- (11) 水防作業中、死傷または疾病にかかった者の氏名及び手当の状況。
- (12) 避難を指示した時刻及び事由。
- (13) 支出費の明細。
- (14) その他記録を必要とする事項。

2. 報告

水防管理者（町長）は、水防活動が終了したときは速やかに、島根県水防計画別表第 35 号表に必要な事項を記入して、島根県水防益田支部を経由して島根県水防本部長に報告するものとする。

